

教育職員免許に関する規則の一部改正について

教職員課

1 規則改正の背景

(1) 新たな「幼保連携型認定こども園」について

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律において，新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。新たな「幼保連携型認定こども園」の職員である「保育教諭等」については，「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することを原則としている。

(2) 特例措置について

新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため，保育士資格のみを有する者について，保育士としての勤務経験を評価し，幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減する特例規定が設けられた（教育職員免許法附則第十九項）。それに伴って教育職員免許法施行規則が改正（平成25年8月8日公布）され，特例規定による幼稚園教諭免許状の授与を行うための法令上の整備がされた。

2 改正理由

教育職員免許に関する規則は，免許状の授与を受ける場合の出願書類について定めており，特例による幼稚園教諭免許状の授与を行う場合に必要となる出願書類について新たに定める必要がある。

3 改正点

普通免許状の検定授与を受ける場合の出願書類の一つである「所要資格を有することの証明書」の対象となる所要資格に，法附則第十九項に規定する特例による所要資格を加えることとした。

4 施行期日

この規則は，公布の日から施行する。

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名 教職員課</p>
	<p>担当者名 須川 貴裕</p>
	<p>電話番号 三二二八</p>
<p>提案理由 保育士資格のみを有する者が、幼稚園教諭免許状を取得する場合に、保育士としての勤務経験を評価することにより取得に必要な単位数を軽減する特例を設けることとした教育職員免許法（以下「法」という。）及び施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 普通免許状の検定授与を受ける場合の出願書類の一つである「所要資格を有することの証明書」の対象となる所要資格に、法附則第十九項に規定する特例による所要資格を加えることとした。</p> <p>二 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法令等 教育職員免許法の一部を改正する法律 （平成二十四年法律第六十七号） 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 （平成二十五年文部科学省令第二十二号）</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「法附則第十八項の表」の下に「若しくは法附則第十九項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(新旧対照表)

○教育職員免許に関する規則 ◆平成元年五月二十五日徳島県教育委員会規則第十号

(改正案)	(現行)
<p>(普通免許状の検定授与の出願)</p> <p>第三条 法第五条第一項の規定により、教育職員検定を受け、普通免許状の授与を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 法別表第三から別表第八まで又は法附則第五項、法附則第九項若しくは法附則第十八項の表若しくは法附則第十九項に定める所要資格を有することの証明書</p> <p>四・九(略)</p>	<p>(普通免許状の検定授与の出願)</p> <p>第三条 法第五条第一項の規定により、教育職員検定を受け、普通免許状の授与を願ひ出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 法別表第三から別表第八まで又は法附則第五項、法附則第九項若しくは法附則第十八項の表に定める所要資格を有することの証明書</p> <p>四・九(略)</p>

教育職員免許法

附則

19 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしていない者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の表裏証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。

（以下略）

教育職員免許法施行規則

附則

7 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園教諭の一種免許状 学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。

二 幼稚園教諭の二種免許状 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。

8 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園（特別支援学校の幼稚園を含む。附則第十項の表備考第一号において同じ。）において専ら幼児の保育に従事する職員

二 次に掲げる施設の医育士

イ 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所
ロ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第五項の規定による公示がされたもの

ハ イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの

9 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める機関は、大学とする。

10 免許法附則第十九項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
受けようとする免許状の種類	附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格を取得した後、附則第八項に規定した後、前項に規定する機関において修得することを必要とする最低在職年数	附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格を取得した後、前項に規定した後、前項に規定する機関において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	一種免許状 三 （勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	△
	二種免許状 三 （勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）	△

※ 特例を利用しない場合

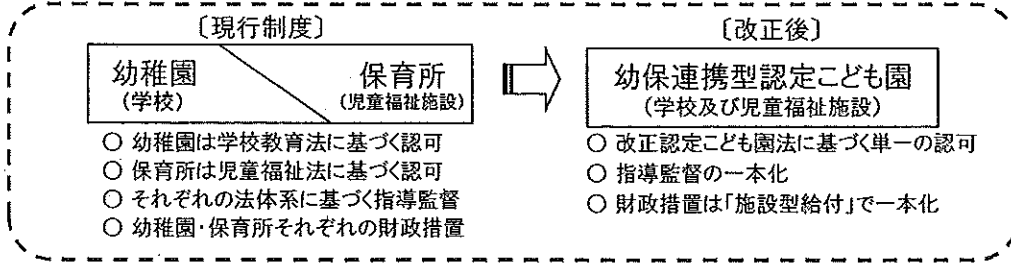
教育職員免許法別表第一（抜粋）

第一欄	第二欄	第三欄
免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	一種免許状 学士の学位を有すること	六 三〇
	二種免許状 短期大学の学位を有すること	四 二七

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について

幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。



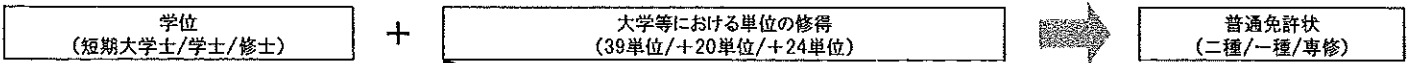
- 新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1/4程度は、いずれかの免許・資格で勤務している。
新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

〔目的〕

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況:76%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例
※保育士資格の特例については厚生労働省において検討

〔通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合〕



〔今回の特例措置〕(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合:一種免許状
※短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4, 320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 } 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 } 2単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 } 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法 } 1単位